

令和8年度第1回赤穂市総合教育会議 会議録

1 日 時 令和8年7月22日（水） 午後3時～午後4時

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

（1） 市長及び教育委員会

（市長）牟礼正稔、（教育長）藤本浩士

（教育委員）大河龍生、志水矛、井本学明、宮本千春

（2） 事務局

（市長公室長）山内、（教育次長（管理担当））中田、（教育次長（指導担当））山本、

（教育委員会総務課長）長尾、（総務係長）宮本、（企画政策課長）宍戸、（企画係長）秋田、（企画係主事）軀川

【説明員】（学校教育課長）杉山、（中学校教育指導担当係長）丑田、（学校教育課主幹）神田

4 会議の概要

（1）開会

（2）市長挨拶

（3）協議事項

ア．赤穂市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

イ．中学校部活動の地域展開について

（4）その他

（5）閉会

（議事内容）

事務局 それでは定刻より少し早いですけれども、皆さまおそろいですので、ただ今から、令和8年度第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。

開会に当たりまして、牟礼市長からごあいさつを申し上げます。

市長 改めまして皆さま、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、暑い中にも関わらず、また、教育委員会後、大変お疲れの中、総合教育会議にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素から当市の教育行政にご尽力いただき、改めまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、この総合教育会議につきましては、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために、重点的に講ずべき施策等につきまして、協議調整を行う場として位置付けられているところでござ

います。

本日の会議では、教職員に関する業務量管理、健康確保措置実施計画につきまして、また、中学校部活動の地域展開についてご協議いただき、委員の皆さま方の忌憚のないご意見を伺いたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単措辞でございますが、冒頭でのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。

本日の出席者につきましては、別添の赤穂市総合教育会議名簿と本日の配席表をご覧くださいませよう、お願いいたします。

それでは、協議事項に移らせていただきます。

会議は、赤穂市総合教育会議設置要綱第4条第3項により、市長が議長となりますことから市長に進行をお願いいたします。

市長

それでは定めにより、私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事進行につきまして、皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。

協議事項に入ります前に本日の会議に当たりまして、傍聴希望の申し出がございます。

会議の公開につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定により、原則公開としておりますが、個人の秘密を保つために必要があると認めるとき、又は、会議の公正が害される恐れがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときはこの限りではございません。

本日の会議内容につきましては、お手元の資料の通りであり、協議事項（１）及び（２）ともに、非公開に該当する案件ではないと思われますので、傍聴希望者に傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということでございますので、この会議につきましては公開とし、傍聴希望者の方にお入りいただきます。

しばらくお待ちいただきたいと思います。

（傍聴者、報道入室）

それでは、報道の方をお願いいたします。

会議中の写真撮影はご遠慮いただきますので、ご希望がございましたら、ただ今の時間で写真撮影を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

協議事項の1つ目、赤穂市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局

まず協議事項（1）赤穂市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画につきまして、資料に基づきご説明いたします。資料の2ページをお願いします。

まず本計画は改正された公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法の第8条に基づき、服務監督を行う教育委員会による計画策定が義務づけられたため、本市教育職員の業務量管理及び健康確保の指針として策定したものです。

本計画の推進により、本市の教育職員が心身ともに健康で、その専門性や能力を発揮できる職場環境を整備します。教育職員が子どもたちと向き合う時間を十分に確保し、一人ひとりに寄り添った質の高い教育活動を展開することが、子どもたちの健やかな成長に繋がることを計画策定の趣旨としています。

次に、本市の現状につきましてご報告いたします。現在、本市は、兵庫県の学校業務改善に関する方針や、資料9ページにあります、県と市町で作成した共同メッセージと歩調を合わせ、保護者・地域の皆様へ働き方改革への理解を求めるとともに、後にご説明する、教育職員の意識改革や ICT 機器と外部人材等の活用により、学校業務の改善に取り組んでいるところであります。

資料に戻っていただき、3ページ上部の表をご覧ください。こちらは本市の令和7年度 教育職員時間外在校等時間の状況となります。本市の時間外在校等時間は表に記載の通りであり、各時間帯における職員の割合数値は、県立学校教員の統計結果とほぼ同等となっております。

教育職員超過勤務時間の、全体の平均値は年々減少しているものの、年度初めや年度末、また学校行事の時期に業務が集中することにより、月々の超過勤務時間が45又は80時間を超える職員が一部見受けられる点が、本市の課題の一つとなっております。

続いて計画期間と目標についてであります。同じく3ページの2に記載のとおり、本計画の期間は、兵庫県が作成する業務量管理・健康確保実施計画と同じく、令和8年度から11年度までの4年間としております。

計画の目標に関しましては、子どもと向き合う時間と授業の質を高める時間を十分に確保するため、県の目標に基づき本市においても、資料3ページ中段にあります「・」で記した4つの項目を目標としております。

まず1つ目と2つ目の項目につきまして、時間外在校等時間の縮減を図ることから、ページの上段にあります、80時間超の45人及び45時間超の125人の教育職員数をゼロに近づけていくことを目標としております。「・」の3

つ目につきまして、本市の1箇月時間外在校等時間の平均時間は29.9時間であり、現段階でも達成しておりますが、更なる縮減に向けて取組を継続いたします。4つ目の項目、1年間、時間外在校等時間360時間以下が達成されている市内教育職員の割合は61.4%となっております。こちらも併せて取組を継続してまいります。

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標については、心身の健康維持のため、全校共通の目標として年次休暇の年間10日以上を取得を掲げ、休暇の促進を重視してまいります。なお、本市小中学校教育職員の令和7年度年次休暇の年間10日以上を取得は284名中182名となっており、その割合は64.1%でございます。

以上、令和7年度末時点で目標値に達していない項目が多くある、という現状ではございますが、さらなる取組強化を推進し、限りなく目標値に近づけられるよう、教育委員会として、全力で改善を後押ししてまいります。

このように様々な課題がある中で、とりわけ、時間外勤務の縮減へと繋げる取組としまして、3ページ下部から5ページにかけて、4 実施する業務量管理・健康確保措置を記載しております。その内容は、大きくまとめて3点ございます。資料の4ページをご覧ください。

1点目が教育職員の意識改革、2点目にICTと外部人材の活用、3点目が業務の精査であります。

まず、1点目の意識改革としまして、週1回以上の定時退勤日やノー会議デーの徹底、あわせて、各校に業務改善推進委員会を設置し、学校現場が主体となって見直しを行う体制を整えます。

次に2点目、ICTと外部人材の活用による校務の効率化です。校内で取り扱う資料のペーパーレス化をはじめ、学校からの連絡や成績事務などのデジタル化を図るとともに、④のイにありますように、専門性の高い外部人材の配置と積極的な活用により、チーム学校としての支援体制を強化してまいります。

最後に3点目の業務の精査につきましては、学校行事や会議の在り方を前年度踏襲から脱却し、根本からの見直しを進めるとともに、ハラスメント防止や整理・整頓・清掃・清潔・躰いいわゆる習慣づけといった、5S活動を推進し、教育職員が働きやすい職場環境整備に努めてまいります。

続きまして資料6ページからの学校と教師の業務の3分類に基づく取組につきましては、資料10ページにあります、文部科学省の定める3つの分類に基づき進めてまいります。3分類とは学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3つであり、本市におきましても、優先的に対応するものから本計画に反映させております。

本市の具体的な取組としましては、資料6ページにお戻りください。

まず、学校以外が担うべき業務につきましては、登下校や夜間の見守り・見回りにおいて地域や関係団体との連携を、これまで以上に深めてまいります。また

法的な要素を含む対応困難な事案に対しては、早期解決に向けて兵庫県教育委員会播磨西教育事務所の専門チームや、赤穂市顧問弁護士による法律相談等、バックアップ体制を活用いたします。

次に、教師以外が積極的に参画すべき業務としまして、調査の精選や外部人材の活用による業務支援を強化いたします。また、部活動については地域展開を推進することで、教員が授業準備や生徒と向き合う時間の確保を図ってまいります。

そして教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務におきましては、現在、教員が携わっている業務への人的支援に加え、教員の得意・不得意や熟練度により、指導内容に差が生じないように、それぞれの専門分野の知識を有した専門家をチーム学校に加えた組織的な対応を図ることで、教師が独りで課題を抱え込むことなく、業務の負担や精神的負担を軽減してまいります。

最後に資料８ページからの（２）健康の保持増進と（３）取組の実行性を高めるための推進体制の整備につきましては、産業医面談や相談窓口の周知を徹底し、メンタルヘルス対策を強化するとともに、年に１度のストレスチェック結果のフィードバックや、各校の安全衛生委員会を通じて現場主体の健康管理を推進いたします。

本計画の策定により、教育職員が心身のゆとりを持って子どもたちと向き合える環境を、赤穂市教育委員会と市内小中学校長が力を合わせ、さらに押し進めてまいります。教育職員の心身の健康と働きがいの向上は、本市の教育の質を支える基盤であります。教育職員が誇りを持って教育活動に邁進できるよう、計画の着実な遂行に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

- | | |
|-----|---|
| 市長 | 事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。 |
| 委員 | 昨年度の資料だと思いますが、年間１０日以上の子休取得率は６４％だったと説明がありましたが、小学校と中学校の職員で割合の開きはありますか。 |
| 事務局 | 子休取得率は小学校の職員が７４．２％、中学校の職員が４７．２％となっており、小学校職員の方が子休の取得率が高くなっております。 |
| 委員 | 資料３ページの時間外在校等時間についてです。
部活等で休日出勤した場合は、はっきり時間が分かると思いますが、自宅で持ち帰って仕事をする、いわゆるサービス残業については、時間外在校等時間に含まれているのでしょうか。 |
| 事務局 | こちらの数字は、各教員が勤務記録簿に記している記録になりますので、もし |

教員が自宅に戻り、作業や業務等をしていてもその時間は含まれていません。

委員 資料9ページの働き方改革についてです。

教職員の1日の勤務時間は、7時間45分とありますが、赤穂市の場合は何時から何時までの勤務でしょうか。

また、授業の開始、終了時刻を教えてください。

事務局 まず、赤穂市教職員の勤務時間につきましては、学年で10分程度異なりますが、概ね8時からの勤務で、45分の休憩をはさみ、16時半までの7時間45分となっております。

また、授業の開始時刻につきましては、教育課程の編成権が校長にあるため、各学校でばらつきがありますが、概ね8時半前後に1時間目が始まります。中学校については、終わりの会が終わるのが16時前くらいとなっております。

委員 資料3ページの時間外在校等時間についてです。

勤務記録簿で管理しているということですが、管理職の方は、どのような頻度で職員の記録簿を確認し、在校時間を把握しているのでしょうか。

事務局 勤務記録簿の整理をいたしますので、1か月に1回は確認しますが、学校によってはより頻繁に確認しているところもあるかと思います。

委員 資料6ページの栄養教諭による定期的な学校訪問と喫食指導について、3点お伺いします。

まず1点目は、赤穂市の栄養教諭は何名いらっしゃいますか。2点目は、どのような指導、どのような目的をもって訪問されるのか。3点目は、年間の指導数について。これらの3点についてお願いします。

事務局 まず、1点目の栄養教諭の人数についてです。赤穂市には15校の小中学校がございまして、定数2名ですが、赤穂特別支援学校にも給食センターから配食をしている関係で1名追加配置しており、合計3名となっております。

2点目の訪問についてです。追加いただいている1名を活用し、各小中学校に、だいたい月1回訪問し、食育指導をします。今年の4月から配膳、喫食、後片付けまで確認し、その上で効果的な食育指導に加え、喫食時までどのように流れを作るのかについて学校にアドバイスをする、また、給食センターに持ち帰り、給食を作る方へ情報共有しております。

3点目の年間の指導数についてです。訪問については、本年度から始まりました。各校において年間10回前後を予定しております。

委員 資料6、7ページには、スクールサポートスタッフの活用について多く書かれています。現在の赤穂市のスクールサポートスタッフの配置状況と赤穂市ではどのような業務で多く活用されているのか。この2点についてお願いします。

事務局 まず1点目の配置状況につきましては、市内小中学校15校に1名ずつで15名となっております。2点目の業務内容につきましては、各学校において様々ですけれども、多くは衛生面、環境整備、教職員の授業準備等のプリントのコピーや教材作成準備の手伝いをしていただいております。修繕、掲示物等を作ることもございます。校地が広い場合は、用務員さんの手伝いをしていただくこともあります。

委員 先生方の業務が減り、健康に注意することはとてもいいことですが、業務が減ることで、子どもと向き合う時間が減ることがないよう、先生が健康で、楽しく仕事することで、生徒たちに向き合う時間がより良いものになるように取り組んでいただけるとありがたいです。

事務局 ありがとうございます。
教員の健康保持ということがなければ委員がおっしゃるように、子どもたちと健康に向き合う時間に影響が出ますので、各学校において、安全衛生委員会、それに加えまして学校業務改善委員会の活動で、その目的に合った手段を模索していきながら、身のある話が進むように教育委員会としてもサポートして参ります。

委員 あとの議題にも関係ありますけれども、資料6ページの部活動についてですが、中学校の先生が部活動に出られるときは、時間外勤務になるのではないですか。

事務局 認定地域クラブ活動団体に教職員が携わる場合、勤務時間外に民間のものとして携わりますので、兼職兼業制度を活用しながら行ってまいります。

委員 資料6ページ①エについてです。おそらく、様々な問題が出てきて、学校外からのいろんなご意見や要求の強い保護者等がいらっしゃった場合、学校だけでは対処しきれないことが増えてくると思います。その時に弁護士に相談すると弁護士費用がかかると思いますが、費用面はどのようになっていますか。

事務局 市の顧問弁護士がおりますので、まずは、そちらを十分に活用し、訴訟になっていくケースでは別途予算措置となります。

市長 学校サポートチーム等の費用はかかりますか。

事務局 費用はかかりません。

市長 他にありませんか。

(特になし)

教育長から、補足等あればお願いします。

教育長 教職員が日々元気に職務に励むことによって指導力をいかに発揮するということは、教育活動を営む上で一番重要だと思っております。そのためには、子どもたちと向き合う時間を十分に確保することが、極めて重要なところだと思いますので、そのためにできることがあれば、躊躇せずに取り組んでいく姿勢が大事だと考えています。

赤穂市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画は4年間ということで、毎年、状況を確認していきたいと考えております。先ほど事務局から具体的な報告等もありましたが、まだ取組途上といたしますか、これから取り組んでいく、継続していくものでありますので、赤穂の教育プランの夢と志を育む教育の理念のために、一教諭として、今後も全力で学校教職員を支援していきたいと考えております。

市長 ありがとうございます。

赤穂市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画については、赤穂市として初めて作成したものだと思います。令和7年度の時間外勤務等を見ますと、かなり数値が高いのではないかと思います。今年度から4年間で達成できるという意味では、今後、様々な形で計画に基づいて進めていただけるものと思っております。

委員の皆さまからのご質問や、教育長のまとめのとおり、教員が時間外勤務を縮減して、子どもたちに向き合う時間を確保していただくことは非常に重要なことだと思いますので、教育委員会から各学校に対し、適切な助言や指導をお願いします。

それでは、次の議題に移ります。協議事項の2 中学校部活動の地域展開について、説明をお願いします。

事務局 協議事項（2）中学校部活動の地域展開について、ご説明いたします。

お手元の資料は、本市の部活動地域展開の流れを、去る6月29日に市のホームページに公表したデータから、本日の説明用に要点のみ抜粋しております。また、説明内容に小学校の流れを追加補充しておりますので、予めお伝えいたします。

それでは、資料の説明に入ります。

国・県の方針に基づき全国で実施されている部活動の地域展開ですが、本市における現状と課題につきまして、資料12ページをお開きください。

本市の部活動地域展開は、中学校の生徒数減少に伴い、将来的に各学校で団体競技のチームが組めない、通学する中学校にやりたい部活動がないといった事態が懸念されることからスタートいたしました。そのような中、本市がめざす地域展開として、下段にありますとおり、少子化が進む中でも将来にわたって子どもたちがスポーツ・文化活動に継続して親しめる機会を確保することを目指し、国・県の方針のもと、兵庫県内の他市町に先駆け令和4年度から検討を始めました。この取組は、単なる受け皿づくりにとどまらず、活動の選択肢を一中学校から市内全域に広げることで、生徒が自身の興味・関心を最優先に、自発的に活動を選択して自己実現を図り、楽しさ、喜びを感じる絶好の機会となります。さらに、地域での活動を通じて、子どもたちと地域が世代を超えて強い絆で結ばれ、活力ある地域コミュニティが創造されるといった将来的展望も含まれております。

令和5年度以降の具体的な進捗につきましては、資料13ページ上部のこれまでの経緯にあります通り、地域の方々から多くのご支援をいただきながら進めてまいりました。地域移行協議会の設置と開催、活動団体の申込み受付、各種基本方針の決定、そして運営委員会の設置等、これまで段階的に実施を進めております。

なお、資料内に記されている地域移行の文言は国の文言整理により、令和8年1月から地域展開へと変更しております。

一方で、赤穂市立小学校での動きについては、下段の参考資料にありますように、金管バンドクラブ・コーラス部・和太鼓の特別クラブがこれまで学校裁量にて実施されてまいりましたが、中学校の部活動地域展開、指導者不足、学校での余剰時間の捻出といった課題に対応するため、小学校長会において協議を重ね、学校教育課との最終調整を経た結果、子どもたちの活動の場を未来へつなぐため、これまでの枠組みを発展的に解消し、現在は地域クラブ活動への展開又は授業をはじめとした教育課程内への組み込みという形で、活動機会は担保されております。

その準備期間を経て、資料14ページ上部のスケジュールにありますように、令和8年度、本市の部活動地域展開は、平日を含めた完全実施を順次進めているところです。これは姫路を含めた中西播地区ではトップ、兵庫県下でも3番目の早さでの実施となります。

本事業がスタートした当初の一番の懸念は、果たして生徒を受け入れる活動団体の数と質を十分に確保できるかという点にありました。しかし現在、スポーツ分野では野球やバレーボールなどの球技、剣道・柔道などの武道、その他陸上、水泳など32団体が登録。文化・芸術分野では、吹奏楽などの音楽、詩吟・扇舞などの伝統芸能に、料理やコンピュータなどを加えた14団体が登録され、6月末現在で合計46団体が、生徒の受入れ体制を整え、活動又は活動の準備を行っ

ています。

また団体登録が増えることに伴い、以前の中学校部活動と比較して、生徒の選択肢が大きく広がっております。スポーツ種目ではバドミントンやダンスなど新たに7つの選択肢が、文化・芸術分野でも伝統芸能など5つの選択肢が増加しております。

また、培った力を試す大会への参加についても、認定地域クラブ団体から中体連等の大会へ出場することが可能です。さらに、活動日時が重ならなければ、複数の団体に所属して活動することも可能となっています。

このように活動の選択肢が多様化し、市内に広がりを見せているのは、ひとえに市の子どもたちに豊かな活動の場を提供したいという地域の方々の熱意の賜物であり、活動団体並びに部活動地域展開協議会など、地域からいただいている支援なくしては、現在の充実した活動環境は決して実現し得なかったものと確信しており、大きな赤穂の財産であると考えております。

今後の展開に伴い、現在本市が直面している課題については、大きく分けて3つございます。

1つ目は認定地域クラブ活動団体と指導者の確保並びに資質向上、2つ目は活動場所の確保と移動の安全性、3つ目は中学校との迅速な連携連絡体制の構築であります。

まず、1つ目の団体と指導者の確保並びに資質向上についてです。

確保に向けては、活動団体の継続的な募集に加え、将来的には地域指導者人材バンクの立上げを進めてまいります。退職教員、スポーツ・文化団体関係者、大学生等、地域の方々に幅広くご登録いただき、各クラブのニーズときめ細かくマッチングすることで、スムーズな人材交流を後押しします。また、教員の兼職兼業につきましてもさらに周知を徹底してまいります。なお補足ではありますが、現在、OBを含め24名の教員が指導者登録をされております。これらの最新情報につきましては、資料15ページの上段QRコードにて最新情報をご覧くださいことが可能になっております。

資質向上に関しましては、安全管理、ハラスメント防止、救急救命などの定期的な研修を義務化いたします。また、受講後には研修の修了確認として受講証を発行することで、指導の資質向上を確実に担保してまいります。

次に、2つ目の活動場所の確保と移動の安全性につきましては、資料16ページ上部の地図の通り、現在の活動場所は市の南部に多く配置されている現状があります。今後は中部・北部地域でも活動が行えるよう、先ほど申し上げた周知活動を進めるとともに、潜在的な活動場所の掘り起こしを積極的に進めてまいります。

また、地域における貴重な拠点である学校施設の活用につきましては、小中学校の校長会と調整を図りながら、学校の教育課程や日々の教育活動と共存できる形で有効活用を進めてまいります。

活動場所への移動の安全確保も最重要課題と捉えております。生徒が学校から直接、自転車等で安全に活動場所へ移動できるよう、ルール確認や環境整備を中学校長会において進めることに加えて、活動団体には移動時の事故等もカバーする保険への加入を必須としております。

最後に3つ目の中学校との迅速な連携連絡体制の構築についてです。こちらは配布資料でお示しはしていませんが、地域展開に伴い、指導者の方々がトラブルや人間関係のすれ違い等の生徒指導面に不安を感じる場面も想定されます。その際は、まず速やかに教育委員会へご連絡をいただくこととしております。その後、教育委員会から該当する中学校へ迅速に連絡を入れ、適切な対応へとつなげてまいります。

また、生徒指導そのものへの対策といたしましては、先ほど申し上げました資質向上研修の中で、教育委員会指導主事や中学校生徒指導担当教員等を講師として、中学生を指導する際の基礎知識や、指導のコツを学ぶ時間をしっかりと確保してまいります。

今後も現場で発生する様々な問題に対し、活動団体、中学校、そして教育委員会の3者がしっかりと課題を共有し、一体となって生徒たちを支える体制を構築してまいります。

部活動地域展開は、本市の子どもたちが多様な活動の中から自らの意志で選択し、地域の中で楽しさや喜びを実感しながら成長できる、極めて貴重な体験の場を提供するものです。

現時点では様々な課題が山積しておりますが、今後も子どもたち・家庭・地域の皆さまの声に真摯に耳を傾け、関係機関と丁寧に知恵を絞り合いながら、子どもたちの笑顔のために、一步ずつ着実に歩みを進めてまいります。

以上で説明を終わります。

市長

事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員

部活の地域活動は、地域の方との連携もとれて、子どもたちがいろんな地域に馴染めるすごくいい機会だと思います。ただ、指導者の資質に関してですが、以前も申し上げましたが、過去に問題のあった方が指導者になることはありますか。お母さん方は、ハラスメント的な問題を起こした方が指導者になるときは、自己申告なのか、若しくは調べる手段はあるのか心配されています。

事務局

指導者登録をさせていただく際に、その指導者の方から誓約書兼登録証を提出していただくことになっております。

個人情報まで調査をいたしませんので、初期の段階としては自己申告のみとな

ります。

委員 先日、ある新聞を見ておりますと、兵庫県下の部活動地域展開、或いは移行についての特集が書いてあり、2つの市が紹介されていました。赤穂市の方が進んでいるのではないかと思ったところが多々ありましたが、赤穂市もここまで来るまでに、課題、或いは方向性などいろいろ試行錯誤があったと思います。昨年度に比べて今年度の方がより進歩したところがあれば教えていただけますか。

事務局 昨年より進捗した点といたしまして、まず1点目は、ガイドラインです。例えば、認定地域クラブ活動認定に関する要綱、認定地域クラブ活動補助金交付要綱、経済的困窮世帯を対象とした認定地域クラブ活動参加者支援金支給要綱等の制度の確立を進めたところでございます。

2点目といたしまして、認定地域クラブ活動の数です。昨年の同時期と比べて12団体増の46団体になりました。

あと3点目といたしまして、ホームページ等により、情報発信や情報共有を図るよう努めているところでございます。

委員 今までは各学校から全国大会や県大会に行くと移動費の補助が少し出ていたと思いますが、部活動が地域展開になった場合、補助についてはどうお考えでしょうか。

事務局 これまで中学校クラブ活動奨励ということで、奨励事業を実施しておりました。

今後についても、認定地域クラブ活動団体に所属する赤穂市立中学校の生徒に、体育文化大会の参加に要する交通費等の一部を支援していく方向で考えております。認定地域クラブの活動において、中体連の大会等に出場して、上位に進出した場合にはそういった対応ができるよう検討を進めております。

委員 わが子に中学生がおり、中学校の部活動に所属しています。先日、部活動の先生から、同じ種目の受入れ団体の案内と、その受入れ体制ができていることのお知らせ、希望調査についてのプリントをいただきました。保護者として、どのように認定地域クラブに移ろうか考えていたときに、そのような案内をいただいたので、とても安心して認定地域クラブに入れると感じました。

今後、地域展開で地域クラブの入会の希望者が一時的に増えると思います。保護者、生徒がスムーズに地域クラブに入れるように予定されているものがあれば教えてください。

事務局 こちらが発行した通信かと思われませんが、今後も随時、安心して活動できるように、一定の情報を生徒保護者向けに発信します。また、認定地域クラブ活動団

体を応援するという意味でも発行しておりますので、今後ともそういった情報を発信したいと思います。また、その通信には活動クラブ団体の一覧や、Q&Aなどもつけておりますので、そのようなことも随時発信していきたいと思っております。

委員 細かいところですが、資料16ページに活動場所が書かれています。⑪塩屋公民館で吹奏楽の練習をした場合、大きな音で近所迷惑にならないか心配です。

事務局 吹奏楽と記載しておりますが、フルートアンサンブルの羽音色という団体ですので、吹奏楽とイメージされるほど大きな音ではないと思われます。

委員 先ほどの教職員の時間外の関係ですが、聞き逃したかもしれないのでもう一度お聞きします。先生が、この地域展開のクラブ活動を指導することもあると思うのですが、その場合の活動時間は、残業とはまた別のものになるのでしょうか。

事務局 認定地域クラブ活動団体は社会教育・社会体育になります。そのため、教員としての業務以外での活動となりますので、時間外勤務ではありません。つまり、勤務時間外で個人の活動という位置づけとなります。

委員 先ほど、教員の指導者登録は24名と説明がありましたが、全員が中学校の先生でしょうか。

事務局 OBの方を含めると、小学校の先生が約10名です。

委員 認定地域クラブ活動団体のチーム名は公表して募集されるのでしょうか。

事務局 チーム名は公にしており、ホームページにも掲載しております。資料15ページのQRコードから一覧表をご覧ください。

委員 地域指導者の確保についてです。地域指導者人材バンクの立ち上げを予定していると説明いただきましたが、どのように運用されるのか、いくつかの団体に派遣されるのか、など現時点で決まっていることがあれば教えてください。

事務局 現在検討していますのは、各認定地域クラブに所属していない方で、ぜひ指導していきたいという方がいらっしゃいましたら、教育委員会で登録していただきます。その段階で、派遣希望のある種目は、クラブ活動の方と調整をする予定です。派遣まで希望がない種目につきましては、登録という形で、内部で登録しておき、必要になった際に、その方をお願いしたいと考えております。

委員 まだ HP を見ていないので、お聞きします。困窮家庭には月 3,000 円を上限で補助がおりるということですが、この各クラブ活動にかかる費用や月額はその表の中に記載されているのでしょうか。

事務局 認定地域クラブ一覧表に団体名、連絡先、活動日、参加費などの情報を掲載しております。

委員 有年地区の移動手段や赤穂地区への送迎はありますか。若しくは自転車で通っているのでしょうか。

事務局 有年地区の移動手段については、課題と考えております。現時点では、保護者が送迎しているのが現状です。

市長 他にありませんか。

(特になし)

教育長から不足等ありましたらお願いします。

教育長 赤穂市では 4 年前から生徒数が減ってくる中で、中学生に対して、卒業しても何かしらスポーツや文化活動をずっと続けて親しめる機会ができないか、と検討してきました。4 年前ということで、県内の他市町に先立つという時期だったと思いますが、協議を進めてきました。

私自身は、令和 2 年から令和 6 年の 5 年間、中学校の校長をさせていただいておりまして、その中で、後半の 3 年間ですけれども、市の協議会に参加させていただいて、その都度、課題の多さを痛感しつつ、当時は地域移行と言われていましたが、何とかスムーズに地域で展開できないかということで、中学校の校長会と市教育委員会ともいろいろ知恵を絞りながら、過ごしてきました。

それと並行して、地域で展開する中で、やはり受け皿となる団体が必要になるわけです。赤穂市では、先を見越して、当時、体育協会、文化協会等の団体が中心となり、力強い後押しがありまして、幅広く、たくさんの団体が、当時から少しずつ名乗りを挙げてくださっておりました。

この規模で、これだけの団体が名乗り出てくださったことは、ひとえに、赤穂市の宝である子どもたちのために、何とかしたいという地域の思いや地域の情熱、愛情のたまものだとは私は確信をしております。

現在は、説明にもありましたが 46 団体ということで、本当にありがたく、感謝している次第であります。たくさんのご協力を無駄にすることなく事務局とし

でも、国とか県の指導を仰ぎながら、また、市長の英断、地域の方々の理解協力を得ながら、本日のこの状態に至っております。

本年度からいよいよ、休日だけではなく平日も部活動の地域展開が実施されていきます。教育委員会としても、これから想定される課題はたくさん出てきますが、そういうものに真摯に向き合いながら、精一杯取り組んでいきたいと思いますので、皆さまのご理解、ご協力をお願いいたします。

市長

ありがとうございます。

皆さま、他にありますか。

教育長からのお話がありましたとおり、地域展開を進めてまいりましたところ、46団体が地域展開の名乗りを上げていただきました。8月で3年生が引退され、2学期から本格的に地域展開が始まると思います。一方で、委員からもご指摘があったように移動手段など、まだ決まっていないところについて詰めなければならない点があります。限られた時間ですが、3年生が引退する時期が迫ってきておりますので、子どもたちが迷うことなく、また親御さんも含め地域展開が円滑に進みますよう、教育委員会、学校だけでなく、市長部局も協力しながら地域展開が円滑に進むように努力してまいりたいと思います。

これまで色々ご苦労があったと思いますが、これからは細かいところの詰めが残っていると思いますので、学校教育課を中心に関係所管と連携し、円滑に進められるようお願いいたします。

それでは、予定しておりました協議事項につきましては、以上とさせていただきます。

次に、その他でございますが、せっかくの機会でございますので、委員の皆さまから何かご意見ございますか。

(特になし)

特にないようですので、事務局から連絡事項はありますか。

事務局

特にございません。

市長

皆さまにおかれましては、非常にご熱心にご意見を頂戴いたしまして、誠にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回総合教育会議を終了いたします。

皆さま、お疲れ様でした。